



## 医療事故調査制度と異状死届出

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

- Q** 1 昨年の国会で医療事故調査制度を法制化する法案が可決され、いよいよ本年10月1日から施行されます。これに伴い、医療事故によって患者が死亡した疑いがある症例は、医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）に報告することになりますが、その場合でも医師法21条に基づく警察への異状死届出は必要ですか。
- 2 次のようなケースでは、センターへの報告又は異状死届出は必要ですか。
- ① 外来受診中の患者が急死しました。看護師は、「指示通り“塩カリ”の注射をしたら急に失神して心肺停止状態になった」と話しています。カルテには「塩カル」との記載が、看護ノートには「KCL20mlV」との記載があります。
  - ② 末期がんの患者が病院の屋上から投身自殺しました。普段は落ち着いている患者でしたが、検査の結果が思わしくなかったため、スタッフがフォローしようと考えている中で出来事でした。遺族は、患者が屋上に入出入りできるような病院の安全体制に問題があったのではないかとっています。

- A** 1 必要です。
- 平成26年6月25日に医療介護総合推進法（略称「推進法」）が公布され、医療法の一部が改正されたことにより、医療事故調査制度が発足しましたが、医師法21条が廃止されたわけではありません。したがって、医師が死体を検案して異状があると認めたときは、警察に届け出をしなければなりません。
- ただし、改正医療法附則第2条には、本制度の実施状況を勘案し、センターへの報告と医師法21条に基づく届出の在り方について検討し措置を講ずると定められており、将来異状死届出の範囲が変わる可能性はあります。
- 2 ①センターへの報告、異状死届出ともに必要です。
- 本件は、看護師が「塩化カルシウム」との医師の指示を聞き違えて、患者に「塩化カリウム」を急速静注してしまい、患者が心停止を来したことが推測される事例です。これは診療行為中の予期しない死亡ですから、センターへの報告と警察署への異状死届出がともに必要です。
- ② 異状死届出のみ必要です。
- 本人の意図による自殺は、センターへの届出対象から除外されています。ただし、遺族が施設管理型の医療事故として、病院に損害賠償を請求してくる可能性はあります。
- また、自殺は外因死ですので、警察署への異状死届出は当然必要です。



## 質疑応答

**医師：**医療事故調査制度が発足した結果、医療事故疑いの死亡については、異状死届出は不要になったのではないのですか。

**弁護士：**本年10月から始まった医療事故調査制度は、医師法21条の法改正を伴っていませんので、従来どおり「異状死」に該当する死亡例については、所轄警察署に届け出る必要があります。

**医師：**これまでも「診療行為に関連する予期しない死亡」は「異状死」と言われてきましたから、医療事故調査制度におけるセンターへの報告が必要となるものと重なる事例が多いのではないのでしょうか。

**弁護士：**そのとおりです。

**医師：**では、医療界が警察届出の弊害を問題にして、再発防止に力を置いた制度を提唱してきた取り組みは無意味だったのでしょうか。

**弁護士：**そうではありません。附則では、医療事故調査制度の実施状況をふまえて、異状死届出の在り方も検討することが明記されています。医療界の自助努力により、有効な事故調査と再発防止対策がなされ、医療関連の死亡については医療事故調査制度に委ねることが適切であるという状況になれば、警察に届け出る異状死届出の範囲を縮小する方向での法改正が行われるでしょう。

**医師：**医療事故調査がよい加減に行われれば、その反対もありますか。

**弁護士：**はい。国民が、各病院の事故調査が信用できないと考えれば、最後は警察に行くしかないということになるでしょう。

**医師：**今後、各病院で行う医療事故調査の中身が問

われていくのですね。

**弁護士：**そうです。現在、各病院が医療事故調査の実施について準備をしていますが、公平・公正な事故原因の究明と再発防止対策により、患者や国民の信頼を得ることが大切です。

### 参照条文

医療法6条の10 病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

医師法21条 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

### 参考資料

「医療事故調査制度について」 厚労省  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>

質問募集／編集部では、北海道医師会会員の皆様からのご質問・ご感想をお待ちしています。

### －お知らせ－

最新医事紛争Q&Aをご愛読いただき、ありがとうございます。

この連載を共同執筆してきた武市弁護士が東京女子医科大学の要望に応じて東京に転勤することになりました。愛読者も増えていましたので、誠に残念ですが、同弁護士が医療現場で活躍されることを期待しています。次回からは、黒木法律事務所所属の加畑裕一朗弁護士（2009年東大法学部卒）との共同執筆となります。

弁護士 黒木俊郎

### －ご挨拶－

最新医事紛争Q&Aを2年半にわたり黒木弁護士とともに担当させていただきましたが、この度、10月1日より東京女子医科大学医療安全・危機管理部配属の弁護士として移籍することとなりました。今後は、医療機関の中で、法曹として医療安全に携わって参ります。道医師会会員の皆さまからは、本連載のトピックについてお声をかけていただくこともあり、筆者として心の励みにしておりました。これまでの暖かいご支援に心から感謝申し上げます。

弁護士 武市尚子